

「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」登録のご報告

株式会社トータル建築確認評価センター

日頃は何かとお世話になり、厚く御礼申し上げます。

確認検査機関の指定を賜り 13 年目となりました。これもひとえに皆様のご助力の賜と衷心より感謝申し上げます。

皆様のご要望に応じられるように社員一同が、創意工夫しておりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

今回、新業務をご案内するにあたり「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」の登録証を添付させていただきますので、ご覧いただけますれば幸甚に存じます。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」では、建築確認申請を受ける前に省エネ適合性判定を受ける必要があります。

大規模建築物は 2017 年 4 月から義務になっています。

尚、小規模建築物（住宅含）は 2020 年までに義務化を検討準備しています。

微力ではありますが、お役に立つ事があれば何なりと申し付け下さい。

従前にまして皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、皆様の御発展、御健勝を心より祈念させていただきます。

平成 29 年 6 月

代表取締役 宇納芳樹